

羽曳野市の福祉医療費助成制度

障害者医療

老人医療

ひとり親家庭医療

子ども医療

福祉医療費助成制度は、障害のある方やひとり親家庭などの方々を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する市の独自制度として、大阪府の補助金を受け運営しています。

(1) 障害者医療と老人医療の整理・統合

障害者医療と老人医療を整理・統合し、新たな「重度障害者医療」を新設します。

●現行（～3月31日まで）

| 制度名 | 対象 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者医療 | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級所持者 重度の知的障害者 中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者 |
| 老人医療 | 65歳以上で <ul style="list-style-type: none"> 障害者医療対象者 ひとり親家庭医療対象者 精神通院医療対象者 難病患者（56疾患） 結核患者 |
| ひとり親家庭医療 | <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭で18歳に到達した年度末日までの子 上記の子を監護する父または母 上記の子を養育する養育者 |
| 子ども医療 | 中学校卒業まで |

(2) 一部自己負担額と入院時食事療養費の見直し

重度障害者医療の医療機関の窓口でお支払いいただく金額を変更します。

<※表>

| | 現行（～3月31日まで） | 新制度（4月1日～） |
|--------------|-----------------|--------------------|
| 制度名 | 障害者医療・老人医療 | 重度障害者医療 |
| 窓口負担 | 500円以内/回 | 現行どおり |
| 院外調剤 | 負担なし | 500円以内/回 |
| 同一医療機関の負担上限額 | 月2回まで（1,000円以内） | 3回目以降も負担 |
| 月額上限額 | 2,500円 | 3,000円 |
| 入院時食事療養費 | 窓口での支払い無料 | ※非課税世帯のみ無料（後日請求必要） |

※障害者医療と老人医療のうち、3月31日時点で入院時食事療養費の助成資格のある方は、経過措置として10月31日まで対象となります。

※非課税世帯とは、健康保険制度上の住民税非課税世帯であって、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方をいいます。4月1日より、医療機関の窓口で支払った入院時食事療養費について、後日市に請求することで払い戻しとなります。

※ひとり親家庭医療と子ども医療については変更ありません。

が変わります 4月1日から

…これらの医療証をお持ちの方へ

●●問合せ●●
 保険年金課 後期高齢給付担当
 ☎ 072-958-1111
 内線 1330・1340

助成対象となる方々が安心して医療を受けられるように制度を見直し、4月1日から対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します。

なお、4月以降も、医療証に記載された有効期間内は、現在お持ちの医療証をお使いください。

●新制度（4月1日～）

| 制度名 | 対象 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重度障害者医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行の障害者医療対象者 ・65歳以上の障害者医療対象者 【拡充】 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者手帳1級所持者 ・重度の難病患者（障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者） |
| ひとり親家庭医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行のひとり親家庭医療対象者 ・65歳以上のひとり親家庭医療対象者 【拡充】 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力などに対する保護命令が出されたDV被害者 |
| 子ども医療 | 現行どおり |

【対象外】 ※平成33年3月31日まで経過措置あり

- ・精神障害者手帳1級以外の精神通院医療対象者
- ・重度以外の難病患者
- ・結核患者



(3) 助成対象となる医療費の変更

訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険適用分）が助成対象になり、精神病床への入院にかかる医療費が助成対象外になります。

（3月31日時点で福祉医療費助成の対象者については、3年間の経過措置あり。）

(4) 老人医療・障害者医療 から 子ども医療・ひとり親家庭医療への移行

10ページ、項目(2)の<※表>のとおり、4月1日より障害者医療・老人医療にかかる一部自己負担額が引き上げられます。対象者（下記）の方は、4月1日より、子ども医療またはひとり親家庭医療へ移行することで、従来の一部自己負担額で医療助成を受給することが可能となります。

後日、対象者には、3月頃に保険年金課から医療証を送付します。

【対象者】

- ①障害者医療証をお持ちの、中学校3年生までの児童
- ②老人医療証・障害者医療証をお持ちの、ひとり親家庭医療の資格要件のある方

<注意> 「子ども医療証」または「ひとり親家庭医療証」が届き次第、必ず、現在お使いの「障害者医療証」をご返却ください。